

2021 年度事業計画書

1 2021 年度重点施策

(1) 人材育成の支援

登録検査等事業者（会員であって点検の事業のみを行う者を主たる対象者とする。）の無線局登録点検員のスキルアップとコンプライアンスの徹底を図るため、2014年2月から開始し、2021年3月末をもって延べ1,078名の方々に研修修了証を交付してきました。この研修会への参加は任意であります。研修会の前段では各総合通信局より直近の電波行政の動向や登録点検時における法令違反事例説明など、会員事業者として実施すべき業務の一環として、また社員の人材教育支援として今後も継続実施することし、その定着化に取り組みます。

また、会員の後継者の育成のために、登録点検員の資格である第四級海上無線通信士の資格取得支援のための通信教育と直前講習を再開し、人材育成の支援に取り組みます。

(2) 電子申請の推進

電子申請は毎年数%上昇してきており、2020年度のMSS(特定船舶局)は平均66.2%(新設60.8%、再免67.8%)、RO(無線航行移動局)は平均62.6%(新設61.4%、再免64.2%)となりました。電子申請は書面申請に比べ、会員の手間の増大や支部事務局の支援作業に手間を要し、国の目標の70%には及びませんが、着実に進展してきています。2021年度は協会全体で国の目標である70%超えを目指し、各支部と連携を図りながら進めていきます。

(3) 財務の立て直し

2019年度に協会の収益構造の健全化を図るため財政健全化委員会を設置し、黒字化へ向けて経費削減と審査料の値上げを行い、2020年度は一定の効果を上げました。しかしながら積み残した課題がまだ残っています。2021年度は、支部事務局の統廃合など残っている課題に着手し、収益構造の健全化を進めていきます。

2 適正かつ円滑な許認可申請支援事業の推進

- (1) 許認可申請支援事業として、会員等が地方総合通信局に提出する海上関係の無線局申請書等の関係書類の事前点検を適正かつ円滑に実施します。
- (2) 海上関係の無線局申請書等の作成に関連した相談の受付及び関係資料の情報提供に努めます。
- (3) 申請書類作成簡易ソフトの頒布を行い、会員の要望に沿った最新ソフトの提供を行います。
- (4) ラジオ・ブイの識別符号の付与等の支援業務を行います。
- (5) 申請手続をサポートするため、会員及びその従業員を対象に講習会を開催して関係法令の周知を行います。

3 適正かつ円滑な登録点検支援事業の推進

- (1) 登録点検支援事業として、会員等が地方総合通信局に提出する海上関係無線局の点検結果通知書等の関連書類の事前点検を適正かつ円滑に実施します。
- (2) 海上関係無線局に係る検査を円滑に行うため、登録点検等の無線局検査に関連した相談の受付及び関係資料の情報提供に努めます。
- (3) 登録検査等事業者制度の登録点検員を対象に、2013年発行（総務省監修）の「登録検査等実施マニ

ュアル」を使用して重点施策のとおり研修会を開催して点検員の技能向上を図るとともに会員及びその従業員を対象に周知会、講習会等も実施します。

4 厳正な測定器較正事業の推進

- (1) 無線局の登録点検及び検査の適正な実施に資するため、測定器等較正業務規程及び同細則に基づき、登録検査等事業者が所有する測定器の公正かつ厳正な較正を実施します。
- (2) 較正用標準器の効率的な利用を図るため、使用実態に基づき支部間の共用を維持します。

5 広報関係事業の充実

広報委員会を設置して機関誌「むせんこうじ」及びホームページの充実に努めます。

- (1) 機関誌発行业務
定款に定める事業の円滑な遂行を図るため、隔月単位で機関誌「むせんこうじ」を発行し、会員及び関係団体に配布します。
- (2) ホームページ関連事業
公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を定款及び関連法令に則り積極的に公開します。

6 船舶無線事業者の知識・技能の向上のための支援策の推進

- (1) 海上通信及び電波利用航法システムの多様化・高度化に関する情報の収集と提供に努めます。

7 海上通信の安心・安全及び電波法令違反の未然防止を図る活動の推進

- (1) 「コンプライアンス（法令遵守）の確立」を重視し、会員が電波法令違反に関与しないよう関係者と協議を進めます。
- (2) 海上通信の安全及び安心、電波法令違反の未然防止を図る各種行事に参画します。

8 表彰・推薦

当協会会員、従業員及び船舶無線関係者などのたゆまぬ研鑽を称え、表彰規程に則り表彰を行うとともに、関係者の叙勲、褒章その他の表彰について、関係機関へ候補者を推薦します。

9 関係団体との連携

本協会の円滑な事業運営と発展に寄与するため、関係団体等との情報交換等相互の連帯強化を図ります。

10 その他

その他、本協会の目的を達成するために必要な事項について、適宜、適切な施策を推進します。